

平成26年度

第3回 愛知県障害者施策審議会

会議録

平成27年3月19日(木)

愛知県障害者施策審議会

平成26年度 第3回愛知県障害者施策審議会会議録

1 日時

平成27年3月19日(木) 午後2時から午後4時まで

2 場所

東大手庁舎地下1階 大会議室

3 出席者

荒木委員、井上委員、宇佐美委員、岡田委員、河口委員、川崎委員、園田委員、高橋委員、都築委員、土本委員、土屋委員、徳田委員、野田委員、松隈委員、渡辺委員 (15名)

(事務局)

健康福祉部長 ほか

4 開会

失礼致します。定刻より若干早いですが、只今から平成26年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、伊藤健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

5 健康福祉部長挨拶

皆様こんにちは。健康福祉部長の伊藤でございます。委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、またお足元の悪い中、第3回施策審議会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。また、日頃から、それぞれの立場で障害者施策の推進につきまして、格別の御尽力をいただいております。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、本日の審議会におきましては、お手元の次第でございますように、議題を1件、報告事項を4件、お願いをしております。議題の方は、今年度策定ということになっております、第4期愛知県障害福祉計画についてです。これまでにこの審議会でも2回、それからワーキンググループ、それから自立支援協議会で御議論いただき、また1月と2月には県民の方々に対するパブリックコメントを実施させていただきました。その結果なども踏まえまして、本日は最終案という形で審議をお願いしているところでございます。

ここで御議論いただきまして、それを踏まえて、時間的にはあまりございませんが、この3月中に県として計画を策定して、公表をしてみたいと思っております。

本日は、広い見識から、御審議をいただきまして、最終の取りまとめをしていただければありがたいと思っております。

それから、報告事項につきましては、資料にも書いてありますとおり、自立支援協議会の開催状況、それから愛知県議会は明日が閉会日になっておりますが、明日可決をいただければ、成立予定の平成27年度の障害者関連予算につきましても御報告をさせていただきます。それから教育委員会の所管ではございますが、愛知県特別支援教育推進計画の現在の進捗状況。最後に障害者差別解消法に関わる国

の動き等について報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれては、忌憚のない御意見を賜りまして、実りのある会議になりますよう、お願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

6 定足数確認

議事に入る前に、事務局より若干御連絡を申し上げます。まず、定足数の確認でございます。本日は委員数20名のうち、過半数以上の15名の委員に出席いただいておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

3月5日(木)から県のホームページで審議会の開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴はございません。

8 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、A4版の資料は、会議の次第・出席者名簿・配席図でございます。続いて、資料1-1から1-8まで、そのうち分厚い資料の1-3が今回の計画書でございます。そして資料2、資料3、資料4、資料5までが配付資料となっております。もし、不足等ございましたらお申し出ください。

なお、お配りしております出席者名簿でございますけれども、当初長谷委員と武藤委員が出席となっておりますが、今日欠席となっておりますので、御訂正の方をよろしくお願いいたします。

なお、本会議では、手話通訳者の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますよう、お願いします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋会長

それでは、皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、障害者施策審議会に御出席くださいましてありがとうございます。また、本日は今年度第3回目、最後の審議会であり、内容は皆様のお手元にあります1枚の紙、平成26年度第3回障害者施策審議会次第にありますように、議題が1件と報告事項が4件であります。議題は第4期愛知県障害福祉計画策定についてです。

第4期愛知県障害福祉計画の案につきましては、施策審議会そしてワーキンググループにて審議を進めてまいりました。御協力ありがとうございました。また、愛知県障害者自立支援協議会においても有益な御意見をお伺いいたしました。今回、本施策審議会と自立支援協議会、そしてパブリックコメントでの意見を踏まえて、計画案が示されていますので、その御審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

たします。

また、報告事項につきましては、愛知県障害者自立支援協議会の開催状況等となっております。幅広い見地から、皆様から御意見をいただければと存じます。委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問をしていただきたいと存じます。そして遠慮無くお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願いをして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっております。私の方から指名をさせていただきたいと存じます。今回は土屋委員と野田委員、よろしくお願い致します。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、会場の都合により午後4時を予定しておりますので、御協力よろしくお願いいたします。なお、御発言の際には、最初は御名前と御立場をおっしゃっていただきますように、お願い申し上げます。

それでは議題1、第4期愛知県障害福祉計画策定について事務局から御説明の方をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

障害福祉課の加藤と申します。私から第4期愛知県障害福祉計画策定につきまして説明をさせていただきます。失礼して、座って説明をさせていただきます。

まず、資料の1-1をご覧ください。これまでの審議会で説明してまいりました、計画策定の経緯をまとめたものでございます。一番下、3のスケジュールをご覧ください。5月に基本指針が示されまして、これまで2回の審議会、3回のワーキンググループで御審議をしていただいております。また、愛知県障害者自立支援協議会におきましても2回御審議をいただきました。今回は、12月に開催しました審議会、2月に開催しました自立支援協議会及び1月から2月にかけて実施をしましたパブリックコメント、こちらでいただいた御意見を踏まえて、案を修正しております。また、市町村の活動指標でございます、サービス見込み量につきましても、再度取りまとめて集計をさせていただいております。本日御審議いただき、3月下旬には計画の策定・公表の予定でございます。

それでは、これまでいただきました御意見に基づきまして、計画に反映・修正等をさせていただきました主な点につきまして、説明を申し上げます。

最初に、12月に開催いたしました、本施策審議会の皆様方からいただきました、御意見の対応について、資料の1-4をご覧ください。表の左端の欄に資料1-3、本冊の該当ページが記載されております。まず、一番上をご覧ください。障害者の権利に関する条約第19条について、基本理念に入れてはどうか、という御意見をいただいております。このことにつきましては、第2章の計画の基本理念の中に、「地域社会に完全に包容され」という条約理念を入れさせていただきました。

その下をご覧ください。グループホームのサテライト事業、こちらについて御意見をいただいております。このことにつきましては、第4章の福祉施設の入所者の地域生活移行、この中の「住まいの場の確保」の欄にグループホームの新たな支援形態であります、サテライト事業の設置について運営事業者に働きかけていくこと、を追記させていただきました。

続きまして、2月に開催いたしました、自立支援協議会で、委員の皆様方からいただきました御意見の

概要につきまして、説明をさせていただきます。資料1-5、2ページの一番上をご覧ください。各市町村直営の児童発達支援センターが地域の中核施設として育っていくというイメージがわからない、という御意見をいただいております。このことにつきましては、児童発達支援センターを「市町村域における中核施設として位置付け」と記載を改めております。自立支援協議会に関しては以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの意見として説明をさせていただきます。資料の1-6をご覧ください。全部で13の御意見をいただいておりますので、主なものについて説明させていただきます。1ページの1番でございます。小規模入所施設、こちらにつきましては、「小規模な障害者支援施設」という書き込みの方が良いという御意見をいただいております。このことにつきましては、御意見の通り、記載を修正させていただきました。

3番をご覧ください。障害福祉施設で働く人の労働条件について御意見をいただいております。このことにつきましては、障害福祉サービスに従事される職員の方の安心な雇用が図られることは、利用者のサービス向上のためにも重要である、と考えております。本県では、毎年国に対して人員や設備、報酬額について、改善の要望を出しております。なお、グループホームにつきましては、潜在的ニーズが強いサービスと考えておりますので、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費の助成を引き続き行ってまいります。合わせて、本県独自で実施しております、建築基準法の規制緩和策、県有地等を活用したグループホームの整備促進、グループホームの開設から運営までをサポートするために、グループホーム整備促進支援制度、こういったものを推進してまいります。

一枚御捲りいただき、2ページをご覧ください。4番でございます。意思疎通支援従事者の心身の健康管理と従事者に対する研修、及び障害者防災・減災事業について御意見をいただいております。県で派遣している、手話通訳者を始めとした意思疎通支援従事者の健康管理については、今後の検討課題としたいと思います。なお、平成27年4月に、一般社団法人・愛知県聴覚障害者協会において設立が予定されております、聴覚障害者情報提供施設におきまして、意思疎通支援従事者に対して技術支援などの支援が予定されております。こちらの施設では、聴覚障害のある方に対して情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としまして、手話通訳者等の派遣や養成を行い、聴覚障害のある方に対する、情報提供体制を充実するとともに、手話通訳者等の資質向上のための講習会の開催も予定しております。さらに、全国の聴覚障害の団体と連携しまして、災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの災害対策を担う予定でございます。県としましては、聴覚障害者情報提供施設の運営を補助しまして、共に協力し、聴覚障害者の社会参加促進等の支援の実施をしてまいりたいと考えております。

5番をご覧ください。てんかん患者の方の雇用について御意見をいただいております。愛知県の障害のある方の就労支援につきましては、障害区分に関係なく、関係機関と連携をしながら施策を実施しております。例えば、障害者就業・生活支援センターにおいては、障害区分、手帳の有無に関係なく、障害のある方であればどなたでも支援の対象としております。また、企業に対してはセミナーを開催しておりますので、てんかんについての理解を深めていただけるよう、啓発を行ってまいります。

一枚御捲りいただき、3ページをご覧ください。6番でございます。西三河北部圏域での重症心身障害者の入所機能整備について御意見をいただいております。県内には、12の障害保健福祉圏域があり、現状では3圏域において重症心身障害児者の入所施設が整備されております。平成28年1月には西三河南部東圏域及び尾張西部圏域において、それぞれ三河青い鳥医療療育センター及び一宮医療療育

センターが入所施設として開所する予定です。これにより、平成29年度末には現在の約1.8倍の病床が整備される予定です。県としましては、これらの整備が着実に進むよう支援し、重症心身障害児者の方々が身近な地域で医療や介護などの支援が受けられる体制を整えてまいりたいと考えております。

一枚御捲りいただきまして、4ページの7番をご覧ください。成人した発達障害のある方の社会復帰の支援について御意見をいただいております。こちらにつきましては、医療療育総合センターを中心として、「発達障害医療ネットワーク」を構築し、地域において早期診断・研修及び意識啓発活動を進めてまいります。また、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対して、相談支援等の直接支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成や生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉などの関係機関との連携に努めて、総合的な支援体制を進めてまいります。

8番の下の方の意見をご覧ください。発達障害のある方がグループホームで生活するための施策として挙げられている、サテライト型住居や家賃補助について御意見をいただいております。このことにつきましては、グループホームの運営に精通した支援コーディネーターによる説明会等を開催し、運営面のサポートをしていきます。また、サテライト型住居につきましては、今後グループホーム運営事業者に設置の働きかけを行ってまいります。なお、サテライト型住居を含め、グループホームの利用者には、所得の状況等に応じて、月額1万円を上限に家賃を対象とする補足給付が行われており、経済的負担が軽減されております。

一枚御捲りいただきまして、5ページをご覧ください。児童発達支援について御意見をいただいております。このことにつきましては、児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置付け、地域の児童発達支援事業に対して専門的支援を提供するなど、地域におけるサービスの質の確保を図ってまいります。

5ページの一番下でございますけれども、発達障害のある方の成年後見制度について御意見をいただいております。このことにつきましては、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立を支援するなど、成年後見制度の利用の促進を図ってまいります。

一枚御捲りいただきまして、6ページをご覧ください。9番でございます。福祉施設から一般就労への移行についての支援について御意見をいただいております。このことにつきましては、ジョブコーチ等の就労支援策を積極的に活用していただけるように、制度を所管する愛知労働局や愛知障害者職業センター等の国の関係機関との連携を強化し、障害者の就労支援・定着支援に取り組んでまいりたいと考えております。

その下でございます。施設における工賃アップについて御意見をいただいております。このことについて、本県では、事業所における安定的な仕事の確保や授産製品の売上拡大等による工賃水準の引き上げを図るために、事業所に対して専門的技術や知識を持ったアドバイザーを派遣したり、事業所の職員に対する研修会を実施し、安定的な仕事の確保や売上拡大等による工賃水準の引き上げに取り組んでおります。

その下でございます。特別支援学校から社会生活への移行について御意見をいただきました。このことにつきましては、特別支援学校において、学校から職場への移行が円滑に行えるよう、個別移行支援計画を提出するようになっています。また、必要な生徒へは障害者就業・生活支援センターへの登録を勧め、職場定着支援が学校から支援機関に円滑に移行できるようにしています。

一枚御捲りいただきまして、7ページをご覧ください。コロニーの再編整備について、三河地域における

発達障害者の外来設置の御意見をいただいております。現在あります、第二青い鳥学園においては、既に外来機能を備えており、整形外科、小児科、精神科、児童精神科、歯科などにおいて発達障害のあるお子さんに対応しているところがございます。移転改築後におきましても、引き続き対応してまいります。

その下でございます。手話ができる職員の採用という御意見をいただきました。手話のできる方を優先的に職員として採用することについては、早期に実現させることは困難であると考えております。しかし、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境の整備を進めるため、引き続き県としては手話通訳者の養成を行ってまいりたいと考えております。

一枚御捲りいただきまして、8ページをご覧ください。10番でございます。発達障害について、東部地域での支援体制について御意見をいただいております。発達障害者支援センターは、市町村等と連携し、発達障害のある方やその家族が、身近な地域で一定の支援を受けられるよう、相談支援体制づくりの中核となる、発達障害者支援指導者の市町村への配置を進めており、発達障害者への支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

一枚御捲りいただき、9ページをご覧ください。発達障害のある方について教育委員会と連携を強め、学齢期の支援体制の一貫性に努めていただきたい、という御意見をいただいております。このことについて、県や各市町村では、自立支援協議会や特別支援教育連携協議会を設置しており、福祉と教育・医療等が連携して一貫した支援をするための具体的な取組について検討しています。また、特別支援教育連携協議会と発達障害者支援体制整備推進協議会と連携をしております。県教育委員会においては、特別な支援を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成を推進し、支援情報が確実に進学先や進路先に引き継がれるように、様式を示すとともに、保護者向けリーフレットを作成するなど、途切れのない支援の充実に努めております。

一枚御捲りいただきまして、10ページをご覧ください。11番でございます。緊急時や体験に安心して使えるショートステイについて御意見をいただいております。地域生活のセーフティネット機能となる、ショートステイにつきましては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されます。こうしたことから、入所施設等の空床利用などを促進するため、事業者に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

12番をご覧ください。事業所の人材のレベルアップや事業所への指導について御意見をいただいております。人材のレベルアップにつきましては、サービス提供の要となる、サービス管理責任者の養成研修、現任研修などを実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を行ってまいります。また、適切な運営を各事業所に行っていただけるよう、事業所の集団指導における啓発や、実地指導等における細かな指導を行い、機会を捉えて障害福祉サービスの質の向上を図ってまいります。

パブリックコメントの最後でございます。11ページをご覧ください。13番でございます。成果目標につきまして、県が示した目標と圏域別で定められた計画で乖離があり、県計画の達成が困難なのではないか、という御意見をいただきました。各圏域においては、それぞれの自治体の地域における、社会福祉資源の不足等の状況や、実際の入所者の方の重度化や高齢化等を勘案して、成果目標の設定を進めております。そのため、圏域としては低い数字が出てしまうのですが、県全体としては、県全体の第3期計画の達成数見込みを計上しているため、乖離が生じております。しかし、県としては、今後地域生活への移行の推進を進めるため、グループホームの本県独自の建築基準法の規制緩和策やグループホームの整備

促進を行っていきながら、グループホーム整備促進支援制度を推進してまいりたいと考えております。さらに、各市町村と連携して、住まいの場の確保や地域生活への移行に向けた基盤整備を図り、障害のある方が、地域で自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を積極的に進めてまいりたいと考えております。

パブリックコメントについての、御意見については以上でございます。なお、こちらに資料はございませんが、2月26日に愛知県社会福祉審議会を開催しておりまして、その時に委員の皆様から、計画案について何点か御質問や御意見をいただいておりますので、この場をお借りしまして報告をさせていただきます。

入院中で精神障害のある方の地域生活移行について、2つ御質問をいただいております。1つ目が医療機関、福祉サービス事業所の有機的な連携の構築とはどのようなものか、という御質問でございます。このことにつきましては、精神科病院と福祉サービス事業所、合同で研修を実施するなどお互いに顔を見える関係作りを進めてまいりたいと考えております。2つ目は、保健所のコーディネート機能の強化の具体策ということで御質問をいただいております。このことにつきましては、保健所が、精神科病院・市町村等の方の声を聞くなど、全体のアレンジを保健所が行っていくというように考えております。

最後に、重度の方への取り組みということで、御意見をいただいております。計画にも書かせていただいておりますけれども、重度の方への支援につきましては、新規項目でございます、障害児支援体制の整備としまして、第二青い鳥学園の改築や基金を活用した民間施設の施設整備を実施してまいります。重症心身障害者の方に対する入所支援につきましては、整備を行い、受け入れ体制は現状の1.8倍になるという計画で考えております。また、施設整備だけではなく、ショートステイや日中支援など地域支援機能を持たせることで、在宅の重度の方も含めた支援体制を図ることも計画に盛り込んでおります。社会福祉審議会でもいただきました御質問・御意見についての説明は以上でございます。

続きまして資料1-7、1-8でございますけれども、こちらは前回、12月の施策審議会でお示した、各障害保健福祉圏域別の成果目標、サービス見込み量の表でございまして、直近のデータに修正したものでございます。

続いて資料1-2、第4期計画案の概要をご覧ください。主な修正点について御説明をいたします。1ページ目の第4章・地域生活移行についての成果目標ですが、1(1)成果目標の設定でございます。これまでは、いわゆるパーセント率で、第3期計画の未達成率見込みという形で整理をしておりましたけれども、先程パブリックコメントの成果目標についての御意見もございましたので、第3期計画の未達成率と第4期計画の数を明記した上で、全体の移行者数を示すという、このような形にさせていただきました。

続いて一枚御捲りいただきまして、2ページをご覧ください。中程でございます、地域生活の相談支援体制の整備・充実でございますけれども、この取り組みの中で、視聴覚障害者情報提供施設の設置、こちらを追記させていただいております。

5ページをご覧ください。第6章・障害福祉サービス等の見込量と確保策でございます。こちらは先程も説明しましたように、市町村のサービス見込み量を直近のデータに修正をして、記載し直しております。

こういった点を踏まえまして、資料1-3、第4期愛知県障害福祉計画の案をご覧いただきたいと思っております。先程申し上げましたように、19ページで第3期計画の未達成率において、数字を整理した関係で一部修正をさせていただいております。あと、39ページを見ていただきますと、「児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の充実」の部分について、最初は「児童発達支援センターを中心とした児童発達

支援の充実」と分かりにくいものでしたので、分かりやすいように修正させていただきました。

最後になりますが、42ページをご覧ください。平成26年度重症心身障害児者の実態調査でございます。こちらは、今までアンケート調査の内容という形で記載させていただいておりましたが、年度内に調査結果がまとまったため、抜粋ではございますが、記載させていただいております。簡単に調査結果を御説明しますと、本人の平均年齢は28.8歳、主な介護者の方は母親の方が89.1%、主な介護者の平均年齢は52.3歳、短期入所の利用状況でございますけれども、利用していないという人が53.8%で、毎月利用している人が20.8%、時々利用している人が20.3%、短期入所を利用していない理由については、利用出来る施設がないという方が38.7%、預けるのが不安という方が38.1%、必要がないという方が23.4%でした。また、施設入所やグループホームへの入居希望につきまして、アンケートしましたところ、施設への長期入所を希望します、という方が38.8%、分からない、という方が30.4%、グループホームへの入居を希望される方が29.8%という結果でございました。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いします。

高橋会長

ありがとうございました。只今説明のありました、第4期愛知県障害福祉計画の策定について、御意見や御質問がありましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

岡田委員

愛知県自閉症協会つぼみの会の岡田です。よろしくお願い致します。2つお聞きします。1つはパブリックコメントの中にもあったのですが、ショートステイを利用するのがなかなか難しいということについて、施設等に働きかけるというお答えが書いてあったのですが、現実としてショートステイは本当に使いづらいもので、ほぼ使えないという状況の人が多く、緊急の場合もなかなか利用出来ないような状況になっていると聞いています。これから施設などに働きかけを、という風に書いてあったのですが、具体的にどのようなショートステイを増やしていただけるのか、お聞きしたいです。

そしてもう一つ、これもパブリックコメントにもあったのですが、東三河方面における発達障害の方の成人期の医療についてです。幼児の方は、こども発達センターが出来てきているのですが、成人期の方は、今までは発達障害に気づいていないような方が病院にかかりたいときに、東三河方面では難しく、今まであいち小児などにかかっていた人達がどこに行けば良いのか、というような問いかけもきております。今後は発達障害者医療ネットワークというのが作られるということで、期待はしているのですが、そちらについても、今後どのようにしていくつもりなのか、お考えがあればお知らせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

高橋会長

事務局の方、いかがでしょうかね。2点だったと思いますけれども。

障害福祉課 内田室長

障害者施設整備室長の内田でございます。2点目の、発達障害についてです。発達障害者医療ネットワークの検討もしておりますが、東三河におきましては、こども発達センターが豊橋にあります、こども発

達センターでやっていただける部分と、それぞれの専門の部分があると思います。第二青い鳥学園には精神科医が1人おり、外来を行っております。また、小児科の医師も発達障害を診ていると聞いておりますので、第二青い鳥学園でも、発達障害に関する業務を行っていることは県としても理解しております。ただ、症例によっては、確かに対応出来ないということがあるかと思えます。ネットワークといっても、診療機関そのものではありませんが、発達障害医療については、大府のあいち小児センターの方からコロニーの方へ心療科を移し、コロニーで一貫して、一元的に発達障害の診療を行うという計画であります。このため、今後は、コロニー中心になると思うのですが、ネットワークの取り組みを進め、診療の場を、全県でできるだけ増やすような体制を作るような動きを、これからしていきたいと考えております。

高橋会長

もう一点、ショートステイの問題ですけれども、いかがでしょうか。

障害福祉課 八木課長補佐

障害福祉課事業所・地域生活支援グループの八木と申します。よろしく申し上げます。ショートステイについては、岡田委員もおっしゃったように、非常に重要であると認識しております。今後、一宮や豊川にも重心施設ができてまいります。そうしたところでショートステイも拡充されるということとなっておりますので、受け入れ枠が増えていくと思っておりますが、それでも身近なところで受け入れ先を確保する必要がありますので、事業者に対しては、事業所の開設の相談にみえた際に、働きかけをしていきたいと思っております。

高橋会長

よろしいですか。どうぞ。

岡田委員

ありがとうございました。医療ネットワークづくりについてですが、三河からコロニーまで行くというのは、日常的に無理なことですので、特に、成人期に発達障害ということが分かり、初めてかかりたいということに対する医療ネットワークを是非お願いしたいと思えます。それから、地域生活を進めるために、やはりショートステイというのは自閉症の人で発達障害の人達の学齢期、幼児期から本当に必要なことだと思いますので、地元の地域でショートステイが利用出来る施設、事業所を増やしていただければと思いますように、よろしく願いいたします。

高橋会長

発達障害成人の医療の問題は、医療ネットワークの会議と発達障害者支援体制整備推進協議会とで連携をして、問題点を深めて、方向性を出していくことが必要だと思いますので、よろしく申し上げます。

他にありませんでしょうか。各方面から御意見をいただいて、議論を積み上げてきましたけれども、どうぞ。

渡辺委員

愛盲連の渡辺です。よろしくお願いします。3つあります。最初の2つは、既に職業に就いている視覚障害者の方達のことです。前にもお願いしたかと思いますが、職場で出張を命ぜられたときに、出張先での同行援護をお願いしても、同行援護していただけないということで、とても困っている、ということも以前にもお願いしました。これについて、今後また支援をお願いしたい、ということが1つ。2つ目は、既に仕事に職業に就いている視覚障害者が、次第に視力が更に悪くなっているときに、職場の中で、何となく退職を促すような動きや雰囲気もあるそうなので、そういうことのないように、支援や職場へのアドバイスをさせていただきたい、ということが2つ目です。

それから、3つ目は質問です。視覚障害者に対する同行援護の事業所の数が少ない、というふうに書いてあったと思いますが、これは、どうして数が少ないのですか、ということが質問です。以上です。

高橋会長

よろしくお願いします。

就業促進課 川出課長補佐

就業促進課の川出と申します。よろしくお願いいたします。2点目の、職場に定着される視覚障害の方についての御質問でしたが、定着支援につきましては、私共の方で、障害の種別に関わらずやらせていただいております。就労支援事業ということで、ジョブコーチのような制度を愛知県でも行っております。愛知県で、ジョブコーチの資格を取ると同等の研修を実施させていただいて、就労支援者という方を養成し、その方達を障害者の方や事業所の求めに応じて職場の方に派遣させていただいて、職場での定着を御支援させていただいております。来年度、就労支援者の数を増やすために、養成研修を改めて実施して、30名の支援者を追加で養成いたします。更に、派遣回数を平成26年度では175回実施していたのを倍増しまして、350回以上実施するような形で進めていきたいと考えております。このような形で、障害がある方の定着をバックアップしていきたいという風に考えております。

障害福祉課 八木課長補佐

障害福祉課事業所・地域生活支援グループの八木ですが、渡辺委員のおっしゃっていた、同行援護事業者数が少ないということですが、どうして少ないかと言いますと、具体的にこれ、という部分は分かりかねるところもあるのですが、推測するには、有資格者がまだまだ少ないのではないかと思います。通常の居宅介護ですと、ヘルパー資格があれば行えます。今は猶予期間があって、ヘルパー資格者であれば、同行援護を行うことも可能なのですが、一応きちんとした研修を受けた人でないと、同行援護の支援者にはなり得ません。そういった部分で、同行援護を行うことは、非常に専門的な知識をお持ちの方でないと難しいということで、どこの事業所でもやれるというわけにはいかないと思います。以上でございます。

高橋会長

もう一点、最初の質問が残っておりますが。はい。

浅野課長

障害福祉課長の浅野でございます。1つ目の、同行援護が職場の出張に使えないということですが、それは福祉の世界でみるのか、あるいは事業主の責務なのかという問題でありますが、今は国の施策上は事業主の責務ということで考えられているのではないかと思います。ただ、そういうことでいきますと、視覚障害のある方について一般就労が進まないというような状況も生まれてくる恐れもありますので、その辺につきましては、問題意識を持ちながら福祉行政・労働行政それぞれ連携して議論した上で国に申し上げていきたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。もっとバリアフリーという観点からお願いしたいなと思っております。ジョブコーチの問題は、一般論をおっしゃったのですが、視覚障害である方に特化してどうするのか、ということが問題であると思っております。ですから、これは合理的配慮という観点で、是非視覚障害の方に合った研修内容を盛り込んでいただければな、と思っておりますので、私の方からもよろしく申し上げます。

他にありませんでしょうか。皆さんよろしいですかね。どうぞ。

河口委員

概要版の3ページの下の方の3番で、平成29年度末において、就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成、と目標として掲げてあるのですが、現在ほどどれくらいの就労移行率なのかということをお教えいただきたいのと、本計画期間の取組の方に、ジョブコーチの配置については就労移行支援事業者に働きかける、と書いてあるのですが、このジョブコーチの配置は誰が決めるのか、ということも教えていただきたいのですが、よろしくお願いたします。

就業促進課 川出課長補佐

最初にジョブコーチのことからお伝えしたいと思っておりますが、ジョブコーチにつきましては、地域の障害職業センターさんの方で、運営をやっておられまして、当課から愛知障害者職業センターに照会の上、利用状況と数を入れさせていただいております。ジョブコーチの数というのが、全国的にも愛知県内では少ないということで、先程私共の方から、愛知県版のジョブコーチということで事業を行っているというお話をさせていただきましたが、こういったものでフォローアップするような形で、一体となって支援を進めていきたいなと思っております。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

障害福祉課企画・調整グループの加藤と申します。よろしくお願申し上げます。厳密な数字として手元に資料が無く、あまり記憶にない中でお話申し上げることになり、申し訳ございませんが、愛知県の就労移行支援事業所が100少しあった状況の中で、約3割の事業所さんにおかれては、昨年末の時点で3割以上の達成をしていたという調査を今年行っているのですが、それ以外の事業所の方におかれては、就労移行実績の無い就労移行支援事業所さんもあり、事業所の違いのようなものもあります。国としては、就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成するようにして、就労移行に向けて取り組んでいこう、という考え方でございます。

高橋会長

よろしいですかね。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

渡辺委員

もう一つだけお願いします。愛知県では、過去に視覚障害の方にジョブコーチの方がついたような実例があったのでしょうか。

就業促進課 川出課長補佐

今の御質問なのですが、愛知県の中で実施している就労支援者という中では、障害者全体をフォローアップするような形ですので、視覚障害者の方に特化した形では、これまでは進めてこなかったのですが、先程会長さんからもご要望がありましたので、今後進めるにあたっては、研修の中にそのような観点も盛り込める形で検討を進めたいな、と思っております。国の方のジョブコーチに関しても、これは推測になるのですが、障害者全般的な取り扱いになっているのではないのかな、と思います。

高橋会長

よろしいですか。どうぞ。

渡辺委員

ジョブコーチが視覚障害の方についていたことがあったのかなかったのかというだけの質問なのですが。

就業促進課 川出課長補佐

実績として、ですかね。こちらは障害者職業センターさんの方で運営をしておりますので、過去の実績を把握はしていないのですが、幅広く障害者の方全体をフォローする制度ですので、推測にはなりますが、あったのではないかと思います。一度確かめておきます。

高橋会長

ついでに聴覚障害の方など、各障害について、どういう方が対象になっているのか、その中には、数としては少ないけれども、大事な視覚障害の方や聴覚障害の方も含めて、実態を次回にでも御報告いただければな、と思いますので、よろしくをお願いします。

就業促進課 川出課長補佐

はい、承知いたしました。

高橋会長

他に。どうぞ。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田と申します。ジョブコーチと言っても、先程県の方からありましたように、

障害者全般を支援するというようなことになっていると思います。私たちが国に要望している中にもあるように、ジョブコーチについては障害者別に対応が必要だと思います。視覚障害者専門・聴覚障害者専門と、それぞれの状態に合わせて養成が必要ではないかと思います。障害者全般を対象にすると、肢体不自由のような障害者の支援が多くなると思います。視覚障害者・聴覚障害者に関する内容も、研修の中に入っているとは思いますが、簡単なことしか入っていないと思います。やはり、聴覚障害の専門、聴覚障害の専門と、それぞれ目標数を作ってやれば、ジョブコーチが普及するのではないかと思います。

また、就労支援のA型事業所の場合も同じだと思います。A型事業所では、聴覚障害者の方をたくさん採用されています。しかし、見えない・聞こえない障害を併せ持つ人は、なかなか採用されません。同行援護の問題もそうですが、仕事においては同行援護が認められないということで、さまざまな壁が出ています。同行援護等について、制度を柔軟に考えていただき、同行援護のサービスが得られるような、そんな環境を作っていただきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。

就業促進課 川出課長補佐

研修の内容は、県の方で実施する場合は、今色々御意見いただいたことを検討して進めたいと思いますし、国への情報発信についても障害者職業センターに、こういうお話があったということをよく伝えておきたいと思います。

高橋会長

ジョブコーチの問題は、量の拡大と質の向上という両方の問題がありますよね。質の向上という点で言うと、特性とハンディキャップを踏まえた研修と養成というものが求められているのだろうな、と思います。ですから、今後は一歩進んで取り組んでいかないといけないのかな、と思いますので、是非よろしく願いいたします。どうぞ。

井上委員

先程、会社の同行支援という、渡辺委員の質問がありましたが、その時に同行支援は会社の利益のためのものではないのか、と疑問に感じました。同行支援は、会社が面倒を見るのが普通であって、福祉の力を借りるのは少し違うのではないかな、と。同行援護の内容とはどのようなものなのでしょうか。

高橋会長

渡辺委員への質問ですね。

渡辺委員

普通に職場の中で出張を言われたとき、視覚障害者の方だと、一歩前に出たときにそこに何かあるのか分からないですし、仕事をしているときの同行援護はお金をもらっているのだから駄目だよ、というような内容だったと思うのですが、これで答えになったでしょうか。

井上委員

同行援護は、会社のためのもので、会社の職場の人が配慮をすべき点なのではないでしょうか。少し違うと思いますけれども。

高橋会長

どうぞ。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田です。井上さんがおっしゃったことはその通りだと思います。同行援護については、やはり会社が責任をもって準備するのが本当だと思うのですが、利益を追求するということを考えると、そういう職員も採用しなくてはいけないということになるのは難しいと思うのです。同行援護の制度はあるにも関わらず、実際は、個人の生活で必要な場合の派遣は認められるけれど、仕事関係は認められないというところがあると思うのです。だから、仕事に関しては、職場・会社の方で責任を持つという風になるとは思います。また、障害者差別解消法というのも大事になってくるとは思います。

高橋会長

渡辺さん、この件について追加で御意見ありますか。なかなか難しい問題であると思うのですね。

渡辺委員

仕事で出張に行くときも、やはりもう一人同行の方が、となると、会社の人件費ですとか、お金が発生してくるわけですね。そうすると視覚障害者の方としてはお願いしにくいということになり、その辺りで少し難しいということもあると思います。

高橋会長

どういう観点でこの問題を整理するのか、ということを考えると、なかなか難しい問題もあるのかなという風に思います。引き続きこの点については、また議論を深めていけたらな、というふうに思います。よろしくお願いいたします。

名古屋市障害企画課 浅井

名古屋市障害企画課なのですが、今の話は整理すると、事業者が合理的配慮をどうするかということだと思います。こちらについて私は、障害者雇用促進法が改正されて、障害者差別解消法とは別に障害者雇用促進法上で民間事業者が障害の方を雇っており、採用するに当たっての合理的配慮は義務であるというふうに理解しております。このため、視覚障害の方を既に雇用されていて、そういった視覚障害の方の方が困られている状態であれば、事業者の方の対応が今後求められていくというふうに認識しています。これは平成28年4月から、障害者差別解消法と同じ時期から施行されるというふうに認識していますので、これから多分色々周知が進んでいくのではないかな、というふうに理解しています。

高橋会長

そういう観点で整理するのですね。分かりました。では次回渡辺さんのほうから何度かお話が出ています。ので、次回にどういう風に法律でなっているのか、制度上なっているのかということについて少し事務局の方からまとめていただければ有り難いかなと思いますけれども。可能ですかね。大事な論点だと思います。

就業促進課 川出課長補佐

今お話がありましたように、民間の雇用における障害者への差別や合理的配慮の問題については、障害者雇用促進法の中で取り扱われることとなっております。現在、厚生労働省が、労働政策審議会の障害者雇用分科会において明確な指針を出すための検討を進めており、この指針がまもなく明確になります。それを踏まえて、平成28年4月1日からの法制度施行に備える形で様々な普及啓発事業等が進んでいくことかと思います。

高橋会長

ありがとうございました。では、次回の時にでももう少し簡潔にまとめて報告いただければな、と思います。よろしく願います。渡辺さんこれでよろしいでしょうかね。はい。あとよろしいですかね。はい、どうぞ。

宇佐美委員

発達障害の当事者の宇佐美と申します。よろしく願います。計画遂行に当たっての要望にあたると思いますが、今回就労移行支援事業について、右の方の指針にフォーカスして、量的にも質的にも拡大するという指針が定めてあり、移行率の高い事業所さんを増やすという指針が盛り込まれております。しかし、そこだけにフォーカスして移行状況を監視していきますと、逆に就労に対してまだ十分に準備が出来ていない方も、無理矢理にでも押し込めて、集団雇用の中に入れられる、という形で入ってしまい、離職率が上がってしまうようなことがありましたら、本末転倒ですので、離職率の推移等に関しても少し注意して見ていただく必要があるかな、とっております。以上です。

高橋会長

ありがとうございます。何かこのことについてコメントなどありますか。では、そういうことに配慮して進めていってほしい、ということではよろしいですか。はい、ありがとうございます。その他の観点から有益な御意見をいただきました。ありがとうございました。

只今言っていた御意見というものを踏まえて、第4期愛知県障害福祉計画の策定について、最後のまとめをしていただけたらな、とっております。全体としてこの計画案について、皆さんいかがでしょうか。了承いただけますでしょうかね。それでは、御了承いただいたというふうなことで、よろしく願います。

それでは、報告事項に移りたいと思います。先程申し上げましたけれども、報告事項は全部で4件あります。事務局の方から御説明いただきまして、後で意見交換を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、第1件目、平成26年度愛知県自立支援協議会の開催状況について事務局から御説明の方よろ

しく願います。

障害福祉課 立花課長補佐

障害福祉課、相談・支援グループの立花です。よろしく願います。それでは、平成26年度愛知県自立支援協議会の開催状況について説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1つ目、本会議の開催状況であります。資料を御覧になると分かるように、平成26年10月9日と平成27年2月5日の2回、本会議を開催しております。本会議では、「専門部会活動状況」と「第4期愛知県障害福祉計画の策定について」を議題としました。なお、自立支援協議会には、地域生活移行推進部会と人材育成部会の2つの専門部会がございます。このうち、地域生活移行推進部会では、障害のある方の地域生活移行の推進に向けた措置等を検討することとしています。人材育成部会では、相談支援事業等に従事する人材の育成方針を検討することとしています。これら専門部会の活動状況について、本会議における主な委員の意見を交え、説明させていただきたいと思っております。

2番目の専門部会の活動状況について、(1)地域生活移行推進部会の活動状況について、を御覧ください。今年度は計4回部会を開催致しました。主な活動として、今年度から始めました、グループホーム整備促進支援制度の実施について、を検討してまいりました。

一枚御捲りいただきまして、参考資料 A を御覧ください。部会中に検討してまいりました、グループホーム整備促進支援制度の実施状況について、3つの項目立てで説明させていただきます。まず1つ目、支援コーディネーターによるサポートとして、グループホームの運営に精通した方9名を「支援コーディネーター」として配置しました。支援コーディネーターの方々には、これからグループホームを立ち上げたいという方々を対象とした、開設運営説明会などの事業の企画・実施などを行っていただきました。

次の項目、開設・運営説明会、見学会、相談会の実施について。開設・運営説明会を6月に尾張・三河地域でそれぞれ1回ずつ開催し、計270名の方に参加いただきました。基本的な部分に焦点を当てて、グループホームの概要、開設の手続き、マニュアル等を活用した説明会を行いました。その後、支援コーディネーターの方々の、法人のホームの見学会を10月に開催しました。障害特性に配慮した居宅の造りの見学といった、ハード面の理解に重きを置きました。また、グループホーム見学会と合わせて、支援風景を映したビデオの視聴といったソフト面での説明を実施しました。合計2部構成になりますが、グループホーム見学会には80名、ビデオ上映会には73名の方が参加されました。相談会は1月に開催し、グループ相談形式で行いました。グループを3つに分けて、1つ目が資金・収支計画のこと、2つ目が職員のシフトについて、3つ目が世話人の募集について、それぞれ分けて相談に対応しまして、14名の方に御参加いただきました。

次に、公営住宅の活用についてです。県営住宅管理室が定めている、普通県営住宅の空き室利用の制度を障害福祉課ホームページに掲載し、周知することをしております。

次に、既存の戸建て住宅の活用についてです。一定の防火・避難対策の実施により、建築基準法上の寄宿舎への強度変更の手続きを必要とせず、防火間仕切壁の設置などを不要とする、規制緩和を今年度から行いました。昨年11月には、この緩和策を活用したグループホームが2カ所開設されました。

次に、グループホーム制度の普及、啓発についてです。本日御審議いただきました、第4期障害福祉計画におきまして、グループホーム整備促進支援制度により、引き続きグループホームの整備を推進していくことを、本計画期間の取り組みとして記載しております。また、次年度は既にグループホームを運営し

ている事業者に対して、ホームの増設支援や、精神障害者ホームの開設希望者に対する支援も行ってまいります。

最後に、地域での取り組み促進についてです。各障害福祉圏域に配置している、地域アドバイザーを通じて、市町村協議会等へ働きかけ、グループホーム連絡会といった、地域における自主的な活動を支援してまいります。

一枚御捲りいただきまして、グループホーム整備促進支援制度に係る体制概念図を御覧ください。図の右端に記載しております、地域アドバイザー、この方が地域のニーズを吸い上げ、地域生活移行推進部に報告します。部会では、その制度の方向性の決定を行い、支援を実際に行う、支援コーディネーターに助言・指導などを行います。その結果を部会に報告し、それをまた部会で評価し、今後の制度の方向性を検討していくという、いわゆるPDCAサイクルによる制度の実施体制を整えて、行ってまいります。

また、一枚御捲りいただきまして、来年度の地域生活移行推進部会の検討テーマについてです。精神障害者の地域移行・地域定着支援について、それから地域生活支援拠点について、今、御説明しましたグループホーム整備促進支援制度について引き続き取り組んでまいります。

資料2の1枚目にお戻りいただきまして、右の一番上、ウの本会議における主な委員意見を御覧ください。グループホームの立ち上げに際し、地域住民から反対の声が上がる場合を想定した、地域への働きかけが必要、災害時に地域の方から助けていただくためにも、平時から少しずつでも地域の方から力を借りる仕組みがあると良い、といった御意見をいただいております、次年度の制度の実施に反映させていただきたいと考えております。

次に(2)人材育成部会の活動状況について御報告させていただきます。今年度は計3回部会を開催させていただきました。主な活動としてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の実施について、を検討してまいりました。参考資料Bを御覧ください。人材育成部会検討状況等報告でございます。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、左上の箱の中、検討内容・情報共有・委員から出された意見等では、研修修了者の定着率が悪いということがありました。その一方、研修受講申込者が多くなっていることへの対応ということで、締切を遅らせるなどして、本当に必要な方に受けていただく工夫ですとか、研修期間を短縮することで、サービス管理責任者が不在の場合に生じる減算の期間を減らすという工夫をしております。

隣の右上の箱、今後の取り組み等としては、受講申込者が多いことへの対応として、名古屋市さんの協力を得て、研修会場の確保等を検討することとしております。また、研修講師を務める方の人材養成として、まずファシリテーターとして研修に参加していただく仕組みを検討していくこととしております。

次に強度行動障害支援者養成研修についてです。左下の箱の中です。国では、昨年度の強度行動障害の基礎研修に引き続き、今年度からは実践研修が始まったところです。この研修に、県からは3名の方にそれぞれ御参加いただき、9月19日、12月8日にそれぞれの報告会を開いていただき、県内支援者との情報共有を図りました。右下の箱、今後の取り組み等でございますが、先程の国研修に参加いただいた3名の方を中心に講師を担っていただき、県の研修を、今年25日から26日にかけて2日間の日程で実施する予定です。

一枚御捲りいただき、その他の研修について、です。障害者虐待防止の観点から、先程の強度行動障害の内容を盛り込んだ研修を実施してまいります。また、研修全般についてですが、市町村や圏域での人材育成体制に繋がらないということから、地域での人材育成のできる体制づくりを、OJTを組み合わせ

せた人材育成体制の構築を検討することとしています。

資料2の1枚目にお戻りいただきまして、右下2(2)のウ、本会議における主な委員意見でございます。県の研修体制は整ってきたが、市町村や圏域で人材育成の取組を進めていくことが必要、圏域で取り組んでいる研修を県の研修とリンクしたものにしていきたい、福祉分野、医療分野のそれぞれで研修を実施するのではなく、一緒に参加できるような研修が行われると良い、というような意見をいただいております。こちらにつきましても、次年度からの研修の実施にあたり、参考とさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度障害者自立支援協議会の開催状況の報告とさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。只今の自立支援協議会の開催状況について、何か御質問・御意見ありますでしょうか。どうぞ。

渡辺委員

お願いします。1つはグループホームの整備支援促進制度のことです。世話人の募集を支援するということがありました。世話人の定着は本当に必要であると思います。最初は募集によって人が集まっても、勤務態勢等が難しく、すぐ辞めてしまうということが起き、グループホームが設置されたにも関わらず、継続できなくなったという例を何件か聞いております。このため、世話人の定着支援が本当に必要ではないかと思っておりますので、お願いいたします。

それから、強度行動障害のことですが、強度行動障害は、以前にいた環境が悪くて混乱している状況という風に見られがちであるため、研修が、本当に必要であると思っております。中でも、基礎の研修を施設職員なり支援事業者の方に是非受けていただきたい。それも大きな地域ではなくて、圏域の中でやっていただいて、圏域で情報を共有するという形で進めていただければ有り難いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

よろしく申し上げます。

障害福祉課 立花課長補佐

まず1つ目、世話人の募集でございます。今回の相談会では、世話人の集め方ということに重点を置きました。そして、相談会・説明会・見学会を開催した中で、参加された方からいくつか御質問をいただきました。この御質問を集約させた Q&A を今年度末までに作成予定でございます。世話人の定着ということについては、今、渡辺委員さんからお話ががあったように、世話人の方が非常に少ない人員体制の中、孤立しがちだということを知っております。同じ世話人同士が集まる機会や、バックアップ施設の方と意見交換をするなど、精神的な孤立が無い形で、きちんと人員体制を確保していくような取組が必要だということをお話には書かせていただく予定でございます。

強度行動障害については、環境が大事ということ、実際に支援する側が分かってないと虐待に繋がりがねないという非常に深刻な問題が生じ得る話です。今回3月25日、26日に県の研修を開催させていた

できますが、この研修の中で、グループワークという課題をカリキュラムの中に設けております。そこでは、ファシリテーターの方を各グループに1名ずつ配置させていただいています。そのファシリテーターの方をできるだけ各障害福祉圏域から1人ずつ出していただき、この研修に参加して得られたことを生かして、御自分の圏域に戻っていただいた後、圏域内の事業所の支援者に対する研修を開催していただきたいということを考えております。このような観点から、ファシリテーターのお願いもしております。県の研修に御参加くださった方達が、圏域に戻って、自主的に研修が開催できるように考えていきたいと思っております。

高橋会長

よろしいですかね。では、出ました御意見を部会に戻っていただいて、更に議論を重ねていただきますよう、よろしく申し上げます。どうぞ。

障害福祉課 加藤(明)主幹

障害福祉課、地域生活支援主幹の加藤です。よろしく申し上げます。お配りしました資料の2ページ目、参考資料 A の中程、既存の戸建て住宅の活用のところ、これまで2か所開設されたということですが、3月1日にもう1か所増えておりまして、現在は3か所ということになっておりますので、追加で御報告をさせていただきます。

また、現在10か所、これとは別に相談が来ておりますので、今後、順次この制度を活用したグループホームの整備が進んでいくものと考えており、更なるグループホームの整備支援促進に努めてまいります。以上です。

高橋会長

嬉しい報告でしたね。どうぞ。

土本委員

公募委員の土本です。よろしく申し上げます。人材育成部会の報告がありましたが、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の中で、受講者が非常に増えているけれども、一向に定着していないというお話がありました。サービス管理責任者の研修について、特に愛知県は1年に1回だけなので、機会も少なく、受講希望者も非常に多いと聞くのを聞いていますが、なぜ定着率が悪いのか。

自分が考えることとして、1つは確かなことではないので、裏付けも無いのですが、ある社会福祉法人関係者の方から、毎年研修について割当があり、自分の事業所からは何人も出さなくてはならない、という事態があるという話を耳にしたことがあります。この話から考えると、その事業所には必然的にサービス管理責任者がいることとなります。故に、資格を持つ人は増えても、実際にサービス管理責任者として自立するということは少なくなります。前述のようなことが原因で、定着率も下がってくるのではないかな、というのが1つの個人的な疑問です。

それから、以前にも少し話を出しましたが、研修を無料でやっているということについてです。他県では有料で行っているところも多くあります。有料にして、必要な方に必要な研修を受けていただく。そこで、少しでも財源を他の方に回すような工夫を積極的な形を取り入れていただけたらな、ということは感じます。

先程出ていました、同行支援の問題でも、色々な障害の方がおられるために、一つの形では多くの対応ができない。そうすると、それぞれの専門的な意識を身につけていただく研修が必要となります。そういうところを充実させるためにも、予算の有効利用、積極的対策を考えていくことが大事なのではないかな、というふうに思います。以上です。

高橋会長

ありがとうございます。この件について、何かコメント等ありますか。

障害福祉課 立花課長補佐

研修について先程、土本委員から割当があるというようなお話をどこかからお聞きになったということですが、県としては、地域の実情をよく把握されていらっしゃる市町村に、優先順位をつけていただいて、その御意見を参考に、受講者を決定させていただいておりますので、特に法人に対して割当というようにしている、という実情は無いという風に認識をしております。それから、無料でやっているけれど、他県では有料でやっているということでしたが、無料でやっているから、受講するにあたり、それほど意識が高くなくても受講しやすい、研修することに対してモチベーションがあるのかどうか、ということが定着率の悪さになっているのかもしれないと思います。この問題については、人材育成部会でも議論されていて、来年度、有料で行うことが妥当かどうかということも含めて、検討させていただきたいと思います。

それから、専門の研修が必要だということにつきましては、サービス管理責任者研修において言えば、現任研修と言って、サービス管理責任者として実際に従事されている方を対象に、研修を毎年1回実施しております、非常に専門的で、質の高い研修を実施しております。こちらは、今後も引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

定着率の低さは大体問題になるのですけれども、対策の一つとして有料化という御提案もあった、ということで理解いたしました。もし可能であれば、全国の実態を調査していただいて、それを踏まえて、人材育成部会か何かで検討していただき、また報告していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他に、どうぞ。

土屋委員

公募委員の土屋と申します。よろしく願いします。1点だけ質問なのですが、自立支援協議会の中の、地域生活移行推進部会の活動状況についてです。主にグループホーム整備促進支援制度の実施について、参考資料 A を見せていただいても、綿密に計画を立てて促進していただいていると思います。しかし、既に協議会で、地域移行というのは、必ずしもグループホームだけではない、という意見が出ているようなのですが、これは本当にそのように思います。今回、グループホーム整備促進支援ということに偏ったような御報告だったと思うのですけれども、この、グループホームだけではない地域移行というものを、自立支援協議会ではどのようにお考えなのか、ということをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

高橋会長

具体的にはどのようなことを形態としては考えておられますか、ということですか。

土屋委員

伺いたいのは、自立支援協議会の中でグループホーム整備促進支援制度以外に何か試みをされようとしているのかどうか、ということなのですから。

障害福祉課 立花課長補佐

今、土屋委員からお話があった、グループホームだけが地域移行ではない、ということは、確かに協議会の中の委員さんからも御指摘がございました。特に精神障害がある方については、グループホームで生活を体験していただいて、一人で一般の地域の中に溶け込んだ生活をしていただくという形態もある、というようなお話もいただいております。来年度の地域生活移行推進部会のテーマには、精神障害者を含めた地域生活移行を検討テーマに挙げておりますので、グループホームのみが最終の地域移行ではない、障害のある方がどこにお住まいになりたいのか、という御本人の御意向をしっかりと把握した支援のあり方が必要だということで、部会の方でも検討してまいりたいと思います。

高橋会長

よろしいですか。

土屋委員

ありがとうございました。今、特に精神障害の方についての言及をしていただいたと思うのですが、精神障害の方に限らず、知的の方も身体の方も同じようにグループホームだけがゴールではないと思いますので、その辺りも合わせて御検討いただければと思います。

高橋会長

ありがとうございました。

次に移らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。それでは、2つ目、27年度の県の予算について、よろしくお願ひ致します。

浅野課長

障害福祉課長の浅野でございます。資料3によりまして、平成27年度の障害者関連の愛知県予算案について御説明をさせていただきます。この資料は平成27年度愛知県当初予算案の記者発表資料を抜粋させていただいたものでございます。1ページから6ページまでは、県の施策体系上の項目であります、「障害者福祉・支援、ノーマライゼーション推進」の「障害福祉の推進」に係る事業が記載してあります。総額649億7,702万2千円、前年度比107.4%ということになっております。この中から新規事業を中心に説明させていただきます。

まず、3ページ中程の12、障害者社会活動推進費5,165万1千円でございます。このうち273万2千円をもちまして、障害者芸術・文化祭の開催準備を進めてまいります。障害者芸術・文化祭は平成13年度

から全国持ち回りで開催されているものでございまして、平成28年度の第16回を本県で開催することになったものであります。開催時期は、平成28年夏からの第3回あいちトリエンナーレの後の秋を予定しております。平成27年度は実行委員会で実施要綱を策定するとともに、プレイベントの開催など広報啓発活動を実施してまいります。

次に4ページ、上から3つ目、18聴覚障害者情報提供施設運営費補助金、2,984万2千円でございます。本日、園田委員にも御出席していただいておりますけれども、愛知県聴覚障害者協会が平成27年4月1日から名古屋市中区三の丸にございます、桜華会館に開所予定の聴覚障害者情報提供施設の運営を助成するものでございます。施設では、聴覚障害者用の録画物の製作・貸出、手話通訳者等の養成・派遣などを実施されることとなっております。

次に7ページにまいります。「障害福祉の推進」とは別の体系でございますけれども、この中に障害者スポーツ参加促進事業費が位置付けられております。ここで、資料の訂正でございますが、表の上に、「文化芸術の振興」と書かれておりますが、ここは「スポーツの振興」ということとなります。それから、表の一番左・項目の欄に「新たな文化芸術の振興」とありますが、ここは「学校体育・社会体育の充実」ということとなります。この事業につきましては、後ほど、いわゆるマンガ資料で御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、9ページからの学校教育の充実でございます。上の枠の表の下に星印で特別支援学級新設基準の改善とありますが、これは次の報告事項、愛知つながりプランの進捗状況の中で、教育委員会の方から御説明をさせていただきます。

それでは11ページからのマンガ資料にまいりまして、まず、障害児者の医療・療育等施設の整備90億4,457万1千円でございます。障害のある人が、身近な地域で医療や療育などの支援を受けられる体制づくりを推進するため、民間法人を活用した拠点施設の整備や県立施設の改築整備を進めてまいります。枠の1つ目でございますけれども、民間法人による重症心身障害児者施設の整備を支援するため、障害者福祉減税基金を活用し、施設の整備に対し、助成をしております。

2つ目でございます。第二青い鳥学園は、三河地域における重症心身障害児者施設の不足と施設の老朽化に対応するため、移転改築を進めているところでありますけれども、27年度は工事を竣工するとともに、名称を三河青い鳥医療療育センターを改めまして、28年1月に開所に向けた準備を進めてまいります。

右上3つ目でございますが、障害者施設設置費補助金といたしまして、民間法人によるグループホームや障害者施設の整備に対して助成をしております。

最後4つ目でございますが、心身障害者コロニーを、地域で生活する障害のある人を支援する障害者医療及び療育の拠点といたしまして、再編整備を進めております。平成27年度は引き続き第1期工事があります、重症心身障害児者の病棟である医療型障害児入所施設とリハビリテーション棟の建設工事を実施し、平成28年3月の供用開始に向けた準備を進めてまいります。

次に12ページをご覧ください。雇用対策の推進のうち、2の障害者雇用対策として、4,984万4千円の予算を持ちまして、就職を希望する障害者に対する支援と雇用を促進するための事業主に対する支援を行ってまいります。

次に13ページをご覧ください。先ほど飛ばした障害者スポーツの普及とスポーツを通じた社会参加の促進のための障害者スポーツ参加促進事業612万2千円について、でございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、障害のある人のスポーツへの参加を更に促進するとともに、

障害に対する県民の理解を深めるために、スポーツ活動に関心のある障害のある人などを対象に、本県ゆかりのトップレベルの選手や指導者による講演会及び実技指導を実施していくこととしております。

次に14ページをご覧ください。特別支援教育の充実1億3,705万5千円でございます。1の特別支援学校就労支援推進事業費につきましては、就職先の開拓や職員の拡大等を担当する就労アドバイザーを新たに2校に1名ずつの計2名配置してまいります。3のスクールバスの増車でございますけれども、肢体不自由特別支援学校の長時間通学の緩和及び知的障害特別支援学校の乗車待機者の解消等を図るため、バスを5台増車いたします。

次に15ページをご覧ください。新しい知的障害特別支援学校の整備、1億3,969万4千円でございます。1の知多地区につきましては、半田特別支援学校の過大化を解消するため、大府特別支援学校の敷地内に新たに知的障害特別支援学校を設置するもので、平成27年度は実施設計を行います。開校は平成30年4月の予定としております。2の尾張北東地区につきましては、春日台特別支援学校の過大化を解消するため、瀬戸市南部、愛知県立大学長久手キャンパスの近くにある県有地みなみやまグラウンドに新たに知的障害特別支援学校を設置するもので、27年度は基本設計等を行います。開校は平成31年4月の予定となっております。予算に関する説明は以上でございます。

高橋会長

ありがとうございます。この件について何か御質問・御意見ありますでしょうか。どうぞ。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田です。特別支援教育推進の中で少し伺いたいことがあります。先日も要望したと思うのですが、現在、聾学校が5つあります。耳が聞こえないために、見て分かるような設備を、と思うのですが、それが古いので新しく替えてもらおうと思うと、予算が無いというようなお話があったのですが、その分の予算はここに入っているかどうかをお伺いしたいと思います。

高橋会長

障害児教育のことですけれども、予算絡みですので、ここでお答えいただけますかね。お願いします。

特別支援教育課 小林課長補佐

特別支援教育課指導グループの小林の方からお答えさせていただきます。今回の予算の中には予算取りのことについては入っておりませんが、これについては順次、予算の要望を出していただき、推進計画に則って、聾学校の施設設備の充実も図ってまいりたいと思いますので、御理解の方いただければと思います。お願いいたします。

高橋会長

よろしいですか。ありがとうございました。他に、よろしいですかね。

それでは次に移らせていただきたいと思います。報告事項の3番目ですけれども、愛知県特別支援教育推進計画、愛知・つながりプランの進捗状況について、よろしくお願いたします。

特別支援教育課 山中主査

特別支援教育課の山中でございます。資料4をご覧ください。愛知県特別支援教育推進計画に基づく施策の実施状況について説明させていただきます。まず1点、訂正をお願いします。左ページの一番下の4、特別支援学級新設基準の拡大とありますが、特別支援学級の前に小学校と追記をお願いします。小学校特別支援学級新設基準の拡大です。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは、幼稚園・保育所、小中学校、高等学校について前回までの審議会でお示しをしていないものについて、説明させていただきます。1の(ア)の表です。こちらは平成26年度の個別の支援計画等の作成・引継ぎ状況調査結果です。こちらの数値は、分母を「作成する必要がある該当者のいる学校(園)」とし、作成している、と回答した学校(園)を分子として割合を算出したものです。前回までお示ししていたものは、分母を総学校(園)数としていたもので、算出方法を変えております。目標を30年度までに100%としております。

2(1)ア、本年度新規の研修として、各地域全体の特別支援教育の推進役となる、特別支援教育コーディネーターを養成する、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修(応用編)を実施しました。イについては、研修会への参加率を示しております。(2)モデル事業としまして、通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒に対する指導・支援方法をまとめた事例集を作成しております。本年度末に Web 公開予定です。

3番目のところをご覧ください。こちらは、平成25年の9月1日に、就学先決定に関わる学校教育法施行令を一部改正する政令が施行されたことを踏まえて、研修会を実施したり、手引等を作成したりしました。教育支援の手引については、教職員や指導主事向けのものです。また、教育支援のリーフレット、こちらはお子さんの発達に応じた学びの場を決定する際の参考となるよう、保護者向けに作成をしております。こちらも本年度末に Web 公開予定です。

一番下の4です。小学校特別支援学級の新設基準についてです。これまで新設基準として原則2人としてきましたが、27年度から1人からでも新設できるように、新設基準の改善を図りました。予算のところの説明がございましたが、特別支援学級新設基準の改善ということで、137人とありましたが、こちらは予算のところを出した数値で、実際にはまだ変わるようになると思います。中学校については変わらず、原則3人という基準のままです。今まで以上に児童・生徒の実態に即した学級の設置に努めてまいりたいと考えております。

特別支援教育課 小林課長補佐

それでは続きまして、資料の右側に移りまして、Ⅱの特別支援学校の実施状況についてお伝えさせていただきます。

まず1点目でございますが、重複障害学級の増設であります。今まで重複障害学級が設置されておりました、聾学校高等部に新たに重複障害学級を設置致します。また、盲学校、聾学校、肢体不自由特別支援学校におきましては、中学部3年時に重複障害学級に在籍した生徒全員が、高等部でも重複障害学級に在籍できるよう学級編制基準を変更致しました。

2点目でございます。専門性の向上について、でございます。教員採用試験において、特別支援学校教諭免許状の取得者を対象とした、特別支援教育に関する特別選考を実施致しました。当県の特別支援学校教諭免許状所有率は、平成25年度の時点で60.8%となっておりますが、本年度行いました調

査によりますと、本県の特別支援学校全体では、この1年間で40名の教員が新たに免許の方を取得しております。

3点目でございます。知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消です。本年度は知多地区新設特別支援学校の平成30年度開校に向けて、基本設計に取り組んでおります。また、平成27年度には、豊橋市立くすのき特別支援学校が開校致します。

4点目でございます。長時間通学の解消についてです。平成26年度は知的障害特別支援学校で4台、肢体不自由特別支援学校で3台のスクールバスを増車致しました。

5点目は、教育諸条件の整備についてであります。(1)タブレット端末の導入です。平成26年度に80台のタブレット端末を導入する予定でしたが、残念ながら入札の不調により、4月以降に再度入札を行ってまいります。(2)緊急地震速報受信システムの設置については、本年度、知的障害以外の特別支援学校15校に設置致しました。今後は、知的障害特別支援学校についても設置できるよう、予算の要求をしていきたいと思っております。また、(4)にあるように、肢体不自由特別支援学校7校に、各1名の常勤看護師を配置致しております。

次にⅢの就労支援についての実施状況であります。今年度、新たに「キャリア教育・就労支援推進委員会」を設置致しまして、労働関係機関の委員と共に、就労支援体制の構築に向けての検討を行ってまいりました。2にありますように、平成28年度から知的障害特別支援学校高等部への「職業コース」の設置に向けて、2校の特別支援学校で現在研究を進めているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。愛知・つながりプランの進捗状況ですね。先程の予算も随分頑張っていたいな、と思いますし、このつながりプランの実施状況についても頑張っていたのではないかな、と思うのですが、皆さんいかがでしょうか。どうぞ。

土屋委員

公募委員の土屋と申します。この会では、愛知県障害福祉計画について、長く議論しております。この福祉計画には、大きな意味では教育も含まれると思いますので、愛知県特別支援教育推進計画とも連動して、矛盾がないような形で進めて行く必要があると考えております。それを前提とした上で、福祉・教育・医療というものを連携させた支援が必要だという御意見もあったかと思っておりますので、それも前提として伺いたいことがございます。

1つは、先程御報告がありました、資料3の15ページの中で、新しい知的障害特別支援学校の整備ということで予算額が挙げられています。整備の理由として、過大化が挙げられていますが、過大化というのは、もちろん解消することは必要だと思うのですが、人数が増えたからといって、必ずしも新たに学校を作ろうということにはならないと思います。つまり、この少子化の中で知的障害特別支援学校の生徒さんがなぜ増えているのか、ということについて考える必要があると思います。おそらく通常の学校では必要な配慮、十分な配慮が受けられないから特別支援学校に入りたいという生徒さん、親御さんが多いのではないのかなと思います。もし、そのようなことがあるのだとすれば、まず考えなければならないのは、今配慮が受けられていない場合、いかにしたら適切な配慮、合理的な配慮が今ある場所で受けられるのか、

ではないかと思えます。

障害福祉計画の中では、基本理念のところに「障害の有無によって分け隔てられることなく」という文言を入れていただいたのですが、加えて「地域社会に完全に包容され」ということが謳われております。今ある状況でどのように配慮できるのか、ではなく、分離ということを基礎にして、そちらの方で配慮しましょうという考え方をとる、というのはこちらの障害福祉計画とはやや矛盾してしまうのではないかと考えます。こうした教育の場で、違う場所で配慮を行っていく、ということを前提とした計画が進められていくと、将来的に地域の中に包容するとか、地域の中に完全に共生をしていく、ということが困難になってしまうのではないかと、ということをお慮するのですけれども、その点について御意見をお伺いしたいと思います。

高橋会長

学校教育法施行令の改正の問題も含めて少し御説明されると良いかな、と思うのですけれども、いかがでしょうか。分離教育から統合教育への転換された理由も含めて御説明されると良いかと思えます。

特別支援教育課 小林課長補佐

推進計画に則って、過大化の解消ということで、学校もいくつか作っていく予定でございますし、さらに他の地域でも必要としている学校がございますので、その増設に向けては取り組んでまいります。しかし、決して学校だけを作れば良いというような考えではなく、地域の小・中学校といったところの特別支援学級も当然ですが、通常の学級においても、合理的配慮等のことも十分念頭に置き、国の方に予算の要望等も積極的に行いながら、出来れば地域のお子さんは地域の学校で、といった基本線がありますので、それを念頭に置きながら進めていきたいと思っております。決して特別支援学校のみを視点を当てて取り組んでいくわけではありませぬので、御理解をさせていただきたいと思えます。

特別支援教育課 山中主査

合わせて、先程小・中学校の方でも特別支援学級がこの10年間で約1.8倍、通級による指導を受けているお子さんも5.6倍、教室数も4倍に増えておりまして、地元の小・中学校の方でも特別支援教育においては充実をさせているところでございます。

高橋会長

よろしいですか。

浅野課長

ちょっと補足で、実は障害者に関わる計画というのは、障害福祉計画、障害者総合支援法に基づくこの計画と、障害者基本法に基づく障害者基本計画という法定計画がございまして、障害者基本法は、本当にフルセット、例えばバリアフリーとか、県の部局でいうと建設部などが関わってくるということになります。障害福祉計画は福祉サイドのウエイトが高く、国の基本方針で色々縛りがきついですけれども、福祉就労を一般就労へというところがありますので、労働の関係や、当然、教育機関から一般就労ということもありますので、教育委員会にも御参加いただいているということで、法定計画としてふたつあるということをお説明させていただきます。

土屋委員

何がどの法律に基づいてどう動いているのか、勉強不足のところがありますので、教えていただいております。お答えいただいたことに1点だけ申し上げたいのですが、予算案のところを見ると、やはり新しい地域に特別支援学校を整備するといったとき、かなりの予算が割かれていると思います。その予算を地域の学校における合理的配慮に、もう少し振り分けられるのではないかな、とってしまうところがあります。通常の学校教育を前提とされているということはよく分かりました。しかし、こうして予算をつけて、学校規模が確定してしまうと、建物も有り、システムがあるということを前提として進められてしまうのかな、というところを危惧してしまいます。

高橋会長

という御指摘ですが、いかがでしょうか。

特別支援教育課 小林課長補佐

予算取りにあたりましては、先程の児童・生徒数の推移というものも念頭に置きながらやっていかないと予算が取れないため、どういった規模の学校を作るのかといったことは、あらかじめ想定しながらの予算取りになるため、その辺を御理解いただけるとありがたいと思います。また、学校の過大化が大変進んでおり、厳しい状況の中で、県民の方からの切なる要望というものも多々あるということも含めて、配慮しながら計画を進めているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田委員

教育整備のためのタブレット端末の導入について書いてあるのですが、その整備台数・80台は、各養護学校に10台ずつということだと思います。どのような使われ方をされるのか、分かりましたら教えていただきたいと思うのですが。

特別支援教育課 小林課長補佐

タブレット端末の導入については、特別支援学校での今後の活用の具合というようなものを検証するために、まずは特別支援学校の高等部に、ということになります。各校種のところでタブレット端末の振り分けをしまして、どういった学習の場面でどういった使い方が出来るのか、ということを検証するということがありますので、盲学校であれば、文字を拡大して、学習の支援に繋げていく、という使い方も想定できるように、知的の学校であれば、視覚支援、また自閉症の方等にも、見せることによって理解を促すといったような、そういった支援の仕方を検証していくことになると思ひますので、今後検証結果を踏まえて、また前に進めていくということになりますので、お願ひします。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、最後の報告事項に移らせてまいりたいと思ひます。障害者差別解消法について、よろしくお願ひします。

障害福祉課 内藤課長補佐

それでは、障害福祉課、企画・調整グループの内藤から、説明をさせていただきます。資料5・障害者差別解消法について、をご覧ください。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、こちらは平成25年6月26日に公布されております。この法律の第6条に規定されている、国が策定する基本方針が平成27年2月24日に閣議決定がなされましたので、報告をさせていただきます。

閣議決定された内容である、国の通知に今後のスケジュールとして、内閣府の予定が記されておりますので、下の部分に記載させていただいております。平成27年度における基本方針策定後のスケジュールにつきましては次のとおりとなっております。上半期中については国等職員対応要領、事業者のための対応指針の作成、下半期中については、地方公共団体等職員対応要領の作成に係る支援、また国民への法、基本方針、対応要領、対応指針の広報・周知、特に対応指針の関係業界への周知、さらに国・地方公共団体、関係機関・団体、関係業界における各種体制の整備等となっております。このように、国の方がスケジュールを示されております。

また、二重線の下、7月頃からということで、平成27年度・障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業を全国7か所程度で実施予定となっており、その体制整備事業に伴って、9月頃から障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催、これは体制整備事業の報告会等と併せて全国10か所で開催する予定とされています。その後、平成28年4月、法の施行という形となっております。

以上、簡単ではございますが、障害者差別解消法の今後のスケジュールということで、報告させていただきました。

高橋会長

この件について、いかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、大分時間も過ぎてまいりましたので、まだ御意見をおっしゃりたい方もいらっしゃるかと思いますが、これをもちまして会議を終了させていただきたいと思っております。今年度はこれで最後の審議会となります。各委員の皆様方には、本施策審議会の運営と充実した審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。また、事務局の皆様におかれましては、御尽力いただきました。一年間御苦勞様でした。ありがとうございました。

事務局の皆様には、今日出ました御意見や御質問を基に、障害者支援施策に一層の推進を図ることに努めていただきますようお願いいたします。それでは事務局の方、お願いします。

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、御審議をいただきました。ありがとうございました。

今回御審議いただきましたことも踏まえまして、障害福祉計画を本年度中に策定致します。また、本日いただいた御意見・御提案を参考に障害者支援施策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、来年度の審議会におきましても、引き続き本県の障害者支援施策の支援・御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

来年度の日程等につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

以上で、平成26年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 印

署名人 印